

令和3年度から令和5年度の 65歳以上の方の介護保険料について

介護保険料は3年ごとに見直され、本町でも有識者や被保険者から選考された「別海町介護保険事業計画等策定委員」の意見を伺いながら、町内でどのようなサービスがどの程度必要なのか検討を重ねてきました。

その結果、介護予防を中心とした総合事業サービスの充実と令和5年度までに東地区での地域密着型サービス（施設サービス、訪問、通所、泊まりなど）の展開を図ることとし、新しいサービスと高齢化率の上昇を踏まえ、介護サービスと総合事業サービス給付費の増加を見込んでいます。これらのことから、第8期の介護保険料については、介護給付費準備基金の取り崩しにより保険料の大幅な上昇を抑制しましたが、保険料基準月額を「5,100円」と、第7期の「4,900円」から200円の増額となりました。

今後も、介護給付の適正化など持続可能な介護保険事業への取り組みを引き続き推進していきます。

■介護保険料年額（令和3年度から令和5年度）

| 段階 | 対象者 | 基準額に対する割合 | 年間保険料 |
|---------------|--|-----------|------------------|
| 第1段階 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の方 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者の方 世帯全員が住民税非課税で年金収入と合計所得が80万円以下の方 | 0.30 | 18,300円 |
| 第2段階 | <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で年金収入と合計所得が80万円を超え120万円以下の方 | 0.50 | 30,600円 |
| 第3段階 | <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で第1段階、第2段階に該当しない方 | 0.70 | 42,800円 |
| 第4段階 | <ul style="list-style-type: none"> 住民税課税世帯に属し、本人は住民税非課税で年金収入と合計所得が80万円以下の方 | 0.90 | 55,000円 |
| 第5段階 (基準額) | <ul style="list-style-type: none"> 住民税課税世帯に属し、本人は住民税非課税で第4段階に該当しない方 | 1.00 | (基準額) 61,200円 |
| 第6段階 | <ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税者で、合計の所得金額が120万円未満の方 | 1.20 | 73,400円 |
| 第7段階 | <ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税者で、合計の所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 1.30 | 79,500円 |
| 第8段階 | <ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税者で、合計の所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 1.50 | 91,800円 |
| 第9段階 | <ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税者で、合計の所得金額が320万円以上の方 | 1.70 | 104,000円 |

問合せ／介護保険担当（内線1315・1316）

別海町指定管理施設西春別ケアセンターかしわ野 職員募集

デイサービスセンターで働く、看護師と准看護師を次のとおり募集します。

| | 嘱託職員 | パート職員 |
|------|---------------------------------------|--|
| 応募資格 | 看護師または准看護師の方（経験・学歴不問、PCスキル不要） | |
| 募集人数 | 1名 | 1名 |
| 雇用期間 | 採用日から令和5年3月31日（次年度更新あり） | |
| 就業時間 | 月曜日から土曜日 午前8時15分から午後4時45分 | 月曜日から土曜日 午前9時から午後3時30分 ※週1日からの短時間勤務も可能です。 |
| 雇用形態 | 月給制 250,000円 (週休2日、別途通勤手当・処遇改善金あり) | 時給制 1,400円 (別途通勤手当・処遇改善金あり) |
| 福利厚生 | 有給休暇、育児休暇、介護休暇、ユニフォーム貸与 社会保険加入 | 社会保険は時間数により加入 |
| 募集期間 | 随時募集（採用が決定次第、募集は終了となります。） | |
| 応募書類 | 履歴書（下記応募・問合せ先にご連絡ください。手続きについてご説明します。） | |

■応募・問合せ

〒088-2566 別海町西春別駅前曙町9番地3
西春別ケアセンターかしわ野
TEL0153-77-4111 担当 上林、白木澤

その他、町内の介護事業所でも職員を随時募集していますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

問合せ／高齢者福祉担当（内線1317）

成年後見制度における「中核機関」の設置について

町では、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき「別海町成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度の利用を必要とする本人やその家族などからの相談に応じる「中核機関」を「べつかい安心サポートセンター（別海町社会福祉協議会）」に設置しました。

認知症や障がいがあっても安心して暮らせるよう、地域で支え合うネットワークの中心となり、権利擁護の支援を進めます。

まずは気軽にご相談ください。

- 設置場所 べつかい安心サポートセンター（別海町社会福祉協議会）
- 開所日 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時から午後5時
- 相談費用 無料 ※事前の予約をお願いします。

「成年後見制度」とは？

認知症、精神障がい、知的障がいなどにより、判断能力が十分ではない方の権利を守る制度です。

「中核機関」とは？

成年後見制度に関する身近な相談窓口です。

申立手続きに関する相談や、制度の周知、後見人の養成研修などを行います。

他機関とも協力しながら、ご本人やその家族、後見人などのサポートを行います。

本町の「中核機関」と「地域連携ネットワーク」のイメージ図

本人だけでは解決できないさまざまな課題など

借金などのトラブル
いろいろな手続き
家の鍵どこに置いたかしら…
日々の金銭管理
孤立・不安 誰かに話を聞いてほしいわ…

発見！

家族、親族、地域の住民、ケアマネジャー、地域包括支援センターなどが「中核機関」へ相談します。

相談

地域連携ネットワーク（地域全体の仕組み）

チーム

本人を見守り、地域で本人を支えていきます。

主治医 家族・親族

ヘルパー 近隣住民

介護支援専門員 相談支援専門員

後見人 本人

支援

協議体

協力・連携

中核機関

べつかい安心サポートセンター（別海町社会福祉協議会）

行政

情報提供・関係機関への案内

必要に応じた会議の開催

法律や福祉、医療などの関係機関が集まり、必要な支援を行えるよう話し合いをします。

参加

協力関係機関

民生委員 児童委員 家庭裁判所 弁護士 司法書士 行政書士

社会福祉士 障がい者 自立支援協議会 金融機関

医療・福祉団体 地域包括支援センター 地域関係者 民間団体、NPOなど

※地域連携ネットワークは、「中核機関」「協議体」「チーム」で構成されます。

問合せ／べつかい安心サポートセンター（別海町社会福祉協議会）TEL75-2148
介護支援課 高齢者福祉担当（内線1317）